

第 13 号議案

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 23 年 2 月 22 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の給与に関する条例（昭和 50 年足立区条例第 13 号）の
一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 項中「第 19 条第 5 項及び」を削る。

第 19 条第 5 項中「（週休日における勤務のうち人事委員会の承認を
得て規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）」を削る。

付 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

超過勤務手当の額を積算する基礎を改める必要があるので、この条例
案を提出いたします。